



県章

山形県公報

平成15年11月14日(金)

第1492号

毎週火・金曜日発行

目次

訓令

山形県水防用無線回線運用規程の一部を改正する訓令.....(河川砂防課)...1277

告示

指定居宅サービス業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...1281

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...同

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...同

家畜伝染病発生の届出.....(生産流通課)...1282

土地改良区の役員の住所変更の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...同

県営土地改良事業計画の変更.....(置賜総合支庁農村計画課)...同

土地改良区の定款変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...1283

県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....(庄内総合支庁鶴岡農村整備課)...同

民有保安林の指定.....(森林課)...同

県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)...同

同.....(同)...1284

県道の供用の開始.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...同

開発行為に関する工事の完了.....(最上総合支庁建築課)...同

道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...同

県道の供用の開始.....(同)...1285

公告

大規模小売店舗の新設の届出.....(商業振興課)...1286

特定調達契約に係る落札者の公告.....(産業技術短期大学)...同

監査結果の公表.....1287

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....1292

訓令

山形県訓令第24号

土 木 部
総 合 支 庁

山形県水防用無線回線運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県水防用無線回線運用規程の一部を改正する訓令

山形県水防用無線回線運用規程(昭和61年4月県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

別表中	山 形 県 庁	を	防 災 山 形 土 木	に、
「 二 の 滝 雨 量 にのたきうりょう を 三 の 滝 雨 量 さんのたきうりょう に、				
同 上	菅 野 警 報	すがのけいほう	飽海郡遊佐町大字菅里字菅野地内	を
同 上	菅 里 警 報	すがさとけいほう	飽海郡遊佐町大字菅里字菅野地内	に、
同 上	吉 出 警 報	よしでけいほう	飽海郡遊佐町大字吉出字金俣19の1	
基 地 局	庄 内 支 庁	すいぼうしようないしちよう	東田川郡三川町大字横山字袖東19の1	を
同 上	庄 内 支 庁	しようないしちよう	東田川郡三川町大字横山字袖東19の1	に、
同 上	田 沢 川 ダ ム	たざわがわだむ	飽海郡平田町大字山元	
同 上	坂 本 警 報	さかもとけいほう	飽海郡平田町大字山元字上千刈田33の2	
同 上	三 栗 屋 警 報	みくりやけいほう	飽海郡平田町大字山元字五百刈105の2	
同 上	相 沢 橋 水 位	あいざわばしすい	飽海郡平田町大字田沢字長根下1の7	
基 地 局	水 防 庄 内 支 庁	すいぼうしようないしちよう	東田川郡三川町大字横山字袖東19の1	
「 月 光 川 ダ ム がっこうがわだむ を 水 防 月 光 川 ダ ム すいぼうがっこうがわだむ に、				
陸上移動局	月 光 川 ダ ム 1	がっこうがわだむ 1	東田川郡三川町大字横山字袖東19の1	を
同 上	水 防 温 海 川 ダ ム 1	すいぼうあつみがわだむ 1	西田川郡温海町大字一霞字布滝56の29	
陸上移動局	水 防 温 海 川 ダ ム 1	すいぼうあつみがわだむ 1	西田川郡温海町大字一霞字布滝56の29	に、
同 上	水 防 田 沢 川 ダ ム	すいぼうたざわがわだむ	飽海郡平田町大字山元	
同 上	水 防 庄 内 1	すいぼうしようない1	東田川郡三川町大字横山字袖東19の1	
同 上	水 防 庄 内 2	すいぼうしようない2	同 上	
同 上	水 防 庄 内 3	すいぼうしようない3	同 上	
同 上	水 防 庄 内 4	すいぼうしようない4	同 上	

同	上	水防庄内5	すいぼうしようない5	同	上
同	上	水防田沢川ダム1	すいぼうたざわがわだむ1	飽海郡平田町大字山元	
同	上	水防田沢川ダム2	すいぼうたざわがわだむ2	同	上
同	上	水防田沢川ダム3	すいぼうたざわがわだむ3	同	上

同	上	前川ダム	すいぼうまえかわだむ	上山市川口字忠川山1439	を
同	上	小岩沢水位	すいぼうこいわさわすいいい	南陽市小岩沢字橋本406	
同	上	河崎水位	すいぼうかわさきすいいい	上山市河崎一丁目字石崎414の3	
同	上	白水川ダム	すいぼうしろみずがわだむ	東根市大字泉郷元後沢字上平山3254	

同	上	水防前川ダム	すいぼうまえかわだむ	上山市川口字忠川山1439	に、
同	上	水防高ウカ	すいぼうたかうか	上山市大字藤吾字烏帽子片山1634の3	
同	上	水防小岩沢水位	すいぼうこいわさわすいいい	南陽市小岩沢字橋本406	
同	上	水防河崎水位	すいぼうかわさきすいいい	上山市河崎一丁目字石崎414の3	
同	上	水防白水川ダム	すいぼうしろみずがわだむ	東根市大字泉郷元後沢字上平山3254	
同	上	水防高岡	すいぼうたかおか	東根市大字観音寺字高岡山3040の1	

「長谷雨量」を「水防長谷雨量」に、
「源氏坂水位」を「水防源氏坂水位」に、

同	上	六田水位	すいぼうろくたすいいい	西田川郡温海町大字一霞字布滝56の29	を
---	---	------	-------------	---------------------	---

同	上	水防六田水位	すいぼうろくたすいいい	西田川郡温海町大字一霞字布滝56の29	に、
同	上	水防山形統管	すいぼうやまがたとうかん	山形市小白川町四丁目10の7	

「前川ダム」を「水防前川ダム」に、
「白水川ダム」を「水防白水川ダム」に、
「前川ダム1」を「白水川ダム1」を

「		水防前川ダム1	に、	」	
		水防白水川ダム1			
同 上	角 檜 沢 雨 量	かくならさわうりよ う		長井市平野字深沢4359の1	を
同 上	水防木地山ダム	すいぼうきじやまだ む		長井市寺泉字桶沢4297の5	に、
同 上	水防管野ダム	すいぼうかんのだむ		長井市寺泉字藤倉4117	
同 上	角 檜 沢 水 位 雨 量	かくならさわすい うりよう		長井市平野字深沢4359の1	
陸上移動局	野川水系ダム1	のがわすいけいだむ 1		長井市平野字北脇の沢4164 の3	を
陸上移動局	野川水系ダム1	のがわすいけいだむ 1		長井市平野字北脇の沢4164 の3	に、
同 上	野川水系ダム2	のがわすいけいだむ 2	同 上		
同 上	名 川 水 位	ながわすい		東田川郡朝日村大字上名川 字東村50の1	を
同 上	熊 出 水 位	くまいですい		東田川郡朝日村大字熊出字 東村303の2	
同 上	熊 出 水 位	くまいですい		東田川郡朝日村大字熊出字 東村303の2	に、
同 上	荒 沢 ダ ム 鶴 岡	あらさわだむつるお か		鶴岡市鳥居町28の14	を
基地局	荒 沢 ダ ム	あらさわだむ		東田川郡朝日村大字荒沢字 狩籠145	
同 上	荒 沢 ダ ム 鶴 岡	あらさわだむつるお か		鶴岡市鳥居町28の14	
同 上	田 沢 警 報	たざわけいほう		東田川郡朝日村大字下田沢 字榎岡37の7	に、
同 上	道 下 警 報	みちしたけいほう		東田川郡朝日村大字大針字 道下26の2	
同 上	行 沢 警 報	なめざわけいほう		東田川郡朝日村大字行沢字 坂ノ上32の9	
同 上	立 岩 警 報	たていわけいほう		東田川郡朝日村大字越中山 字立岩22の2	
基地局	荒 沢 ダ ム	あらさわだむ		東田川郡朝日村大字荒沢字 狩籠145	

固定局	高坂ダム	たかさかだむ	最上郡真室川町大字差首鍋2035	最上総合支庁建設部高坂ダム管理課長	を に改める。
同上	水防高坂ダム管理所	すいぼうたかさかだむかんりしょ	最上郡真室川町大字差首鍋2035 字青沢境山20国有林真室川事業区48林班イ小班	最上総合支庁建設部高坂ダム管理課長	

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第1043号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
庄内みどり農業協同組合 酒田市曙町一丁目1番地	庄内みどり農業協同組合福祉センターすけっと 酒田市曙町一丁目1番地	訪問介護	平成15.10.30

山形県告示第1044号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	居宅サービスの種類	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
有限会社キャットハンドサービス 酒田市東泉町三丁目2番地12号	訪問介護	ホームヘルプサービスキャット		平成15.10.6
		酒田市東泉町三丁目2番地12号	酒田市東泉町三丁目2番地11号	

山形県告示第1045号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
有限会社キャットハンドサービス 酒田市東泉町三丁目2番地12号	指定居宅介護支援事業所キャット 酒田市東泉町三丁目2番地 12号		平成15.10.6
	酒田市東泉町三丁目2番地 11号	酒田市東泉町三丁目2番地 11号	

山形県告示第1046号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

家畜伝染病 の 種 類	家畜の種類	患畜、疑似 家畜の別	頭 数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨ ー ネ 病	牛	患 畜	1	山形市上東山528	平成15.11.4

山形県告示第1047号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員の住所に次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

理 事 及 び 監 事 の 別	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	矢 野 強 志	尾花沢市大字尾花沢3610 番地	尾花沢市禁町二丁目4番 16号

山形県告示第1048号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営外ノ内下窪田地区土地改良（経営体育成基盤整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営外ノ内下窪田地区土地改良（経営体育成基盤整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
米沢市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成15年11月20日から同年12月19日まで
- 4 その他
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第1049号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年11月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市大字坂野辺新田字地続山973番地の4
- 3 認可年月日
平成15年11月4日

山形県告示第1050号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営羽黒南部地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
羽黒町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成15年11月21日から平成15年12月22日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示1051号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成15年11月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定に係る保安林の所在場所
鶴岡市大字三瀬字藤倉1 - 1
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月14日から同年11月27日まで縦覧に供する。

平成15年11月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 大森中野線
- 2 供用開始の区間 山形市高田94番から
同 85番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月14日

山形県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月14日から同年11月27日まで縦覧に供する。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 中野長町線
- 2 供用開始の区間 山形市服部102番から
同 壇野前37番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月14日

山形県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年11月14日から同年11月27日まで縦覧に供する。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 左沢浮島線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大谷字滑ノ股1882番1から
同 大字大暮山字水尻440番2まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月14日

山形県告示第1055号

次の開発行為は、完了した。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号
平成15年8月22日 指令最総建第7号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
最上郡最上町大字向町字村尻522 - 14、523 - 5、523 - 6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟県新潟市米山4丁目1番28号
株式会社 コメリ 代表取締役 捧 賢一

山形県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月14日から同年11月27日まで縦覧に供する。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 山形南陽線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市荻字中末坂339番1から		旧	33.7メートル と 6.6	メートル 716
同 字中前田1015番1まで			51.8メートル と 17.0	メートル 655
同	上	新	51.8メートル と 17.0	同上

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 広幡窪田線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市窪田町藤泉字天神前下96番1から		旧	38.0メートル と 9.0	メートル 1,011
同 字杉之崎下272番1まで			38.0メートル と 21.0	メートル 1,217
同	上	新	38.0メートル と 21.0	同上

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 南陽川西線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字高山字畑中二3460番から		旧	24.4メートル と 6.4	メートル 3,324
同 大字高豆、字庚申田138番2まで			24.4メートル と 6.4	同上
同	上	新	24.4メートル と 6.4	同上

- 4 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 米沢高畠線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市大字川井字元立971番11から		旧	40.0メートル と 6.0	メートル 2,376
同 大字梓川字道下536番まで			90.5メートル と 6.7	メートル 2,740
同	上	新	90.5メートル と 6.7	同上

山形県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月14日から同年11月27日まで縦覧に供する。

平成15年11月14日

山形県知事 高橋 和雄

- 1 路線名 南陽川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字高山字畑中二3460番から
同 大字高豆薮字庚申田138番2まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月14日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成16年3月14日まで縦覧に供する。

平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド新庄店
新庄市五日町字上小月野1400番4外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
代表取締役 山田 昇
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年7月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,656平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 103台
 - (2) 駐輪場の収容台数 40台
 - (3) 荷さばき施設の面積 109平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 48立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前10時
ロ 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後9時15分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで
- 7 届出年月日
平成15年10月31日
- 8 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年3月14日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見者を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成15年11月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
山形県立産業技術短期大学校電子計算機システムの賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立産業技術短期大学校総務企画課 山形市松栄二丁目2番1号
電話番号 023(643)8431
- 3 落札者を決定した日 平成15年10月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本ユニシス株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番16号
- 5 落札金額 137,550,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成15年9月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成15年7月から平成15年10月まで実施した平成14年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成15年11月14日

山形県監査委員 鈴木 正 法
山形県監査委員 広 谷 五郎左工門
山形県監査委員 櫻 井 薫
山形県監査委員 濱 田 宗 一

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員
病 院 事 業 局	平成15年7月14日	鈴木 正法・広谷五郎左工門 櫻井 薫・濱田 宗一
企 業 局	平成15年7月14日	鈴木 正法・広谷五郎左工門 櫻井 薫・濱田 宗一
庄 内 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	平成15年7月15日	鈴木 正法・櫻井 薫
庄 内 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	平成15年7月15日	鈴木 正法・櫻井 薫
庄 内 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	平成15年7月15日	鈴木 正法・櫻井 薫
庄 内 総 合 支 庁 建 設 部	平成15年7月15日	鈴木 正法・櫻井 薫
日 本 海 病 院	平成15年7月16日	鈴木 正法・櫻井 薫
鶴 岡 病 院	平成15年7月16日	鈴木 正法・櫻井 薫
小 国 警 察 署	平成15年7月22日	鈴木 正法・濱田 宗一
小 国 高 等 学 校	平成15年7月22日	鈴木 正法・濱田 宗一
米 沢 警 察 署	平成15年7月24日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
米 沢 女 子 短 期 大 学	平成15年7月24日	広谷五郎左工門・櫻井 薫

置賜地区水道事務所	平成15年7月24日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
綱木川ダム建設事務所	平成15年7月24日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
置賜教育事務所	平成15年7月24日	鈴木 正法・濱田 宗一
南部発電管理事務所	平成15年7月24日	鈴木 正法・濱田 宗一
自動車税事務所	平成15年7月24日	鈴木 正法・濱田 宗一
議会事務局	平成15年7月29日	鈴木 正法・櫻井 薫
地方労働委員会事務局	平成15年7月29日	鈴木 正法・櫻井 薫
人事委員会事務局	平成15年7月29日	広谷五郎左工門・濱田 宗一
監査委員事務局	平成15年7月29日	広谷五郎左工門・濱田 宗一
総務課	平成15年8月26日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
人事課	平成15年8月26日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
職員厚生課	平成15年8月26日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
税政課	平成15年8月26日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
産業政策課	平成15年8月26日	鈴木 正法・濱田 宗一
工業振興課	平成15年8月26日	鈴木 正法・濱田 宗一
商業振興課	平成15年8月26日	鈴木 正法・濱田 宗一
観光振興課	平成15年8月26日	鈴木 正法・濱田 宗一
雇用労政課	平成15年8月26日	鈴木 正法・濱田 宗一
市町村課	平成15年8月27日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
管財課	平成15年8月27日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
村山総合支庁総務企画部	平成15年9月2日	櫻井 薫・濱田 宗一
村山総合支庁保健福祉環境部	平成15年9月2日	櫻井 薫・濱田 宗一
村山総合支庁産業経済部	平成15年9月2日	櫻井 薫・濱田 宗一
村山総合支庁建設部	平成15年9月2日	櫻井 薫・濱田 宗一

最上総合支庁総務企画部	平成15年9月3日	櫻井 薫・濱田 宗一
最上総合支庁保健福祉環境部	平成15年9月3日	櫻井 薫・濱田 宗一
最上総合支庁産業経済部	平成15年9月3日	櫻井 薫・濱田 宗一
最上総合支庁建設部	平成15年9月3日	櫻井 薫・濱田 宗一
置賜総合支庁総務企画部	平成15年9月4日	櫻井 薫
置賜総合支庁保健福祉環境部	平成15年9月4日	櫻井 薫
置賜総合支庁産業経済部	平成15年9月4日	櫻井 薫
置賜総合支庁建設部	平成15年9月4日	櫻井 薫
文化振興課	平成15年9月10日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
学事振興課	平成15年9月10日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
環境企画課	平成15年9月10日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
環境整備課	平成15年9月10日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
環境保護課	平成15年9月10日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
健康福祉企画課	平成15年9月10日	鈴木 正法・濱田 宗一
長寿社会課	平成15年9月10日	鈴木 正法・濱田 宗一
児童家庭課	平成15年9月10日	鈴木 正法・濱田 宗一
障害福祉課	平成15年9月10日	鈴木 正法・濱田 宗一
国民文化祭推進事務局	平成15年9月11日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
財政課	平成15年9月11日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
生活安全調整課	平成15年9月11日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
食品安全対策課	平成15年9月11日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
消防防災課	平成15年9月11日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
保健薬務課	平成15年9月11日	鈴木 正法・濱田 宗一
管理課	平成15年10月7日	鈴木 正法・櫻井 薫

建設業調整室	平成15年10月7日	鈴木 正法・櫻井 薫
交通基盤課	平成15年10月7日	鈴木 正法・櫻井 薫
河川砂防課	平成15年10月8日	鈴木 正法・櫻井 薫
都市計画課	平成15年10月8日	鈴木 正法・櫻井 薫
建築住宅課	平成15年10月8日	鈴木 正法・櫻井 薫
政策企画課	平成15年10月15日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
情報企画課	平成15年10月15日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
統計企画課	平成15年10月15日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
教育庁総務課	平成15年10月15日	鈴木 正法・濱田 宗一
義務教育課	平成15年10月15日	鈴木 正法・濱田 宗一
高校教育課	平成15年10月15日	鈴木 正法・濱田 宗一
社会教育課	平成15年10月15日	鈴木 正法・濱田 宗一
警察本部	平成15年10月15日	鈴木 正法・濱田 宗一
農政企画課	平成15年10月16日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
生産流通課	平成15年10月16日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
福利課	平成15年10月16日	鈴木 正法・濱田 宗一
スポーツ保健課	平成15年10月16日	鈴木 正法・濱田 宗一
国体室	平成15年10月16日	鈴木 正法・濱田 宗一
出納局	平成15年10月16日	鈴木 正法・濱田 宗一
森林課	平成15年10月17日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
農業技術課	平成15年10月17日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
農村計画課	平成15年10月17日	広谷五郎左工門・櫻井 薫

第2 監査の結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 観光振興課

旅費の精算事務が著しく遅延しているものがある。

イ 最上総合支庁総務企画部

旅費の精算事務が著しく遅延しているものがある。

ウ 最上総合支庁産業経済部

工事請負契約において、別発注とすべきものを変更契約で対応しているものがある。

エ 置賜総合支庁総務企画部

旅費の精算事務が著しく遅延しているものがある。

オ 情報企画課

補助金の交付決定に係る事務手続きにおいて、決裁権者を誤ったものがある。

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収入

(ア) 収入未済となっている道路占用料の管理が、適切に行われていないものがある。(庄内総合支庁建設部)

(イ) 土地建物貸付収入の収入調定が遅延しているものがある。(産業政策課)

(ウ) 土地建物貸付収入の金額を誤って調定しているものがある。(管財課)

(エ) 行政財産の目的外使用に係る土地建物使用料の収入調定が遅延しているものがある。(村山総合支庁総務企画部、村山総合支庁産業経済部、最上総合支庁保健福祉環境部)

(オ) 庁舎食堂等の光熱水費の収入調定が遅延しているものがある。(村山総合支庁総務企画部)

(カ) 土地改良施設使用料の収入調定が遅延しているものがある。(村山総合支庁産業経済部)

(キ) 国庫補助金の収入調定が遅延しているものがある。(健康福祉企画課、スポーツ保健課)

(ク) 行政財産の目的外使用に係る土地建物使用料の納入の通知が遅延しているものがある。(生産流通課)

(ケ) 試験調査受託料の収入調定が遅延しているものがある。(農業技術課)

イ 支出

(ア) 勤勉手当を誤って支給しているものがある。(庄内総合支庁建設部、総務課、生活安全調整課、義務教育課)

(イ) 管理職手当を誤って支給しているものがある。(庄内総合支庁建設部)

(ウ) 予算額を誤認し、支出負担行為が行われたものがある。(観光振興課)

(エ) 旅費の精算が遅延しているものがある。(鶴岡病院、最上総合支庁産業経済部、置賜総合支庁保健福祉環境部)

(オ) 報償費及び費用弁償の資金前渡に係る精算事務が著しく遅延しているものがある。(最上総合支庁産業経済部)

(カ) 業務委託料の支払が遅延しているものがある。(最上総合支庁建設部、情報企画課)

(キ) 業務委託に係る支出負担行為が著しく遅延しているものがある。(健康福祉企画課)

(ク) 業務委託に係る事業実績報告書の提出が遅延しているものがある。(障害福祉課)

(ケ) 旅行命令の変更手続が行われていないものがある。(義務教育課)

ウ 契約

(ア) 業務委託契約において、単価契約期間を越える履行期限を設定して発注したものが。 (村山総合支庁建設部)

(イ) 工事請負契約において、下請報告書の提出がなされていないものがある。(村山総合支庁建設部)

(ウ) 業務委託において、受託者が承認を得ないで再委託しているものがある。(最上総合支庁産業経済部)

エ 補助金

(ア) 交付決定が遅延しているものがある。(村山総合支庁建設部、都市計画課)

(イ) 額の確定が遅延しているものがある。(最上総合支庁産業経済部)

(ウ) 計画変更の申請手続が行われていないものがある。(環境保護課)

オ 財産

(ア) 物品の売払いにおいて、不用品決議を経ないで処分したものがある。(最上総合支庁保健福祉環境部)

(イ) 凍結防止剤の在庫管理が適切でない。(最上総合支庁建設部)

(ウ) 貸付物品の廃棄において、所定の手続きを経ないで処分したものがある。(障害福祉課)

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月14日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

- 1 随意契約にかかる特定役務の名称及び数量
山形県給与等システム修正業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県病院事業局県立病院課管理係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(630)3103
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年10月3日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 32,550,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当